

「ヒト胚の取り扱いに関する基本的考え方（案）」に対する意見（2003年8月25日）

生命倫理専門調査会委員
島蘭進（東京大学文学部）

（１）この「案」に反対する。以下、時間の都合上（２１日付で「案」が送られてきて、２５日に意見を提出せよとのことだったので、とても時間が足りず、ここでは第１部の、のみについて、意見を述べるが、それだけでもこの「案」の不備欠陥は明白と考える。）

（２）第１部については、でなされる「倫理的考察と判断」の土台となるべき、「ヒト受精胚の倫理的位置付け」の構成が破綻しており、国民の理解を進めるに足る意義ある議論がほとんどなされていない。とりわけ１に実質をもった内容がなく、このような土台から国民の納得を得られるような判断が引き出されうるとは考えられない。

４の「総合科学技術会議としての考え方」は「人」か「モノ」かという観点からのみ引き出されているが、これは３で提示された図式に基づいている。しかし、このような問題構成の仕方はもっぱら、「人」と「モノ」のカテゴリーを基礎としている近代法学の枠組みに基づいたものであり、哲学的文化的宗教的等の諸問題を考慮していない。つまり、１はその後の議論に関わる内容をまったく示し得ていない。

１「ヒト受精胚の倫理的位置付け」の節は、哲学的文化的宗教的な側面からの胚の地位や胚の研究利用に関するわが国における考察の経緯や内容について、まったくふれておらず、きわめて貧弱な内容であり、削除してもよいようなものでしかない。

（１）の「宗教上の位置づけ」で仏教や神道について述べられていることは、前後の脈絡がない断片のつぎはぎであり、それらの断片についても妥当なものが選ばれているとは思われない。仏教教団についての記述も正しくない。キリスト教についてもほぼ同様であり、ヒト胚研究に対して批判的な姿勢が色濃い日本の宗教界（宗教教団の世界）状況をまったく反映していない。

そもそも、このように主として「仏教」「神道」「キリスト教」と分け、それをさらに教団に還元してとらえることで、日本における「胚の位置付け」のこれまでの考察が汲み上げられるとも思われない。「民俗宗教」や宗教の枠を超えた思想枠組みこそ基盤にあるものだったし、そのような問題につき歴史的思想史的な考察により多くの見るべき成果があげられている。これはヒアリングでも取り上げられているが、この「案」にはまったく反映していない。妊娠中絶や出生前診断や優生学などをめぐって行われてきた議論、あるいは脳死・臓器移植をめぐる行われてきた議論などを参照すべきだし、さらに遡って日本の文化における生命観や死生観についても考察し、「人間の生命の尊厳」ということが、日本人に理解できる価値観としてどのようなものであるかを明らかにした上で、「倫理的考察と判断」に進むべきである。この「案」では、そのような基礎付けが必要だという認識がそもそも欠如している。

３、４の内容は形式的で倫理的考察として不備であると考えるが、それにかわって、これまでどのような事柄が論じられてきたか、論じられるべきであるかについては、これまでの委員会、調査会でもいくらかは論じられてきているにせよ、もっと充実した議論が必要である。たとえば、「ヒト胚研究やＥＳ細胞研究からどのような善くない帰結が生じうるか」という問題についての考察という重要な課題がある。こうした問題があることは述べられていると思うが、立ち入った議論はなされていない。

（３）以上のような土台の上に構築された、の議論はきわめて抽象的、形式的で内容の薄いものであり、哲学的倫理的問題の考察として実質が乏しく、日本文化における、また人類諸文化における生命観や死生観の内容をまったく反映していない。「人間の尊重」という言葉に過度に依存している上に、その基本理念の内容が空疎であるから、具体的な諸問題についても、内容的な考察が貧弱なものになっている。

いったいどのようなことをもって「人間の尊厳」が損なわれると考えているのかよくわからない。「人間の尊厳の投影としての胚の価値」といった表現は、何のことを言っているのかひじょうにわかりにくい。これは「人間の尊厳」という語がそもそも内実が不明な記号としてのみ取り上げられていることに由来している。

「医学・医療といった科学技術の価値」と「人間の尊厳」というものが、そもそ

も「比較」できるものがどうか、できるとすればどのような基準においてなのかについてまったく考察されていない。多くの議論がこのような「価値の比較」の観点からなされているが、そのように抽象的に「価値」を比較するのではなく、具体的にどのような価値がどのように対立しているのかを個々の事例にも適用できるような形で考察してこそ、「倫理的考察と判断」の基礎となるはずである。

「余剰胚の作成」という表現は、意図的につくることと結果的に生ずることの違いを不明確にしている。ここは、「作成」とすべきではなく、「生成」とでもすべきだが、その場合、2 a の論理構成は相当に異なってくるだろう。a の最後の文の「余剰胚を認めないとの見解」は意味不明である。

b の内容はさておき、「これは国際的な考え方に従ったもの」との表現は日本で独自の考察や判断がなされていないかのようにあり（この「案」の姿勢がにじみ出ている）「これは国際的な考え方の動向とも合致しており」とでも修正すべきだろう。

p.25 の最後の○、および p.26 の最初の○の文章は、きわめて極端な論理を立てておいて、その中間がよいとするものだが、たいていの意見はその両極端の中間にあるわけだから、このような極端論を立てることから何等かの意義ある帰結を引き出しうとは思えない。中間にある考え方のバリエーションについて、なぜそのような相違が出てくるのかを述べ、議論を進めていく作業が必要だろうが、その前で止まってしまっている。とくに、「余剰胚の作成」と「受精胚の作成」を同意義のものであるかに論じようとするやり方は強引であり、説得力がない。

p.26 のその後の議論は、医学が追求するどのような価値が、どのような「人間の尊厳の尊重」に対立するののかについてほとんど何も論じておらず、倫理的に意義ある考察はなされていない。

さらに、「現にこれまでもそのために胚が作成され研究が行われてきており」とあるが、これは国として何らかの倫理的な検討、判断をしたことに基づくのではない。国として何の検討も判断もなされないままにされてきてしまった、倫理的に問題があるかもしれない研究を、なされてきたという理由によって妥当とするのは、現状追認であり、倫理的判断の放棄である。これに関連して、p.16c、p.17d の二つの○の表現は現状追認を目指すものであり、妥当でない。

以上のような、土台も論理もあやふやなものに導かれて引き出された、「認められる場合が十分あると思われる」という結論は論拠が乏しく、妥当性がない。

p.28 の ヒト胚性肝細胞樹立の研究 は全体として疑問が多い。ES細胞研究の倫理的問題性について、十分に記述されていない。「胚の価値と比較しても十分それらを凌ぐものである」というのは表現が穏当でないが、このような表現がなされる背景に胚の研究を容認しようという暗黙の前提が込められている。

p.28 の最後の○の見解こそ、これまでの生命倫理委員会、生命倫理専門調査会の見解であり。「見解もあるが」という表現は適切ではない。こちらこそ主たる立場とすべきである。

(4) 生命倫理専門調査会は、現状では「ヒト胚の取り扱い」に関する国としての検討がきわめて不十分な状態にあることを認め、新たに本格的な検討体制を組み立て直すべきことを総合科学技術会議に提起すべきである。

「ヒト胚の取り扱いに関する基本的考え方（案）」に対する意見（続）（8月27日提出）
生命倫理専門調査会委員
島蘭進（東京大学文学部）

（１）8月25日までに意見を提出せよとのことだったので、「ヒト胚の取り扱いに関する基本的考え方（案）」に対する意見」を25日に提出したが、限られた時間しか与えられなかったため、ここでは第1部の 、 についてののみ、意見を述べた。

この追加意見書では、まず、第2部の 、 についての意見を述べる。第2部も第1部に劣らず不備欠陥が多く、この「案」に反対する理由はますます明瞭になると考える（2～4）。その上で今回の「案」が従来この分野について国の文書の中で示されてきた「基本的考え方」に比べて、いかに浅いものであるかについて述べ（5）生命倫理専門調査会のあり方についての反省（6）にふれて、この意見書を結ぶ。

（２） 「特定胚の種類とその性質」の説明を読んで、この内容が理解できる人はきわめて少ないと思われる。どのような操作が加えられ、どのような胚が作り出されるのかについて、もっと内容がわかる説明を示すべきである。ここに記されていることの内容がわからなければ、生命倫理的な問題がどこにあるのか理解できないのは当然である。国民の理解を求めるべき国の文書がそのようなものであってはならない。とくに……

「ヒト集合胚」など個々のカテゴリーについて説明する前に、そもそも特定胚とはどのような存在であり、なぜ生命倫理上の問題が問われなければならないのかを説明すべきである。

また、そもそも「特定胚」というような概念が構成され、「特定胚の取り扱いに関する指針」が策定される必要が生じたのはなぜか、について説明すべきである。

（３） 「特定胚の作成・利用に関する科学的必要性」の項は、本来、「特定胚の作成・利用に関する科学的必要性とその倫理的問題」とすべきものである。

2つ目の○の内容は、「指針」の主旨を適切に要約しているかどうか疑わしい。「動物性集合胚」以外のすべての特定胚につき、倫理的問題があるために少なくとも当面は許容できないという主旨の内容になっていることを明示すべきである。さもないと、「指針」の基本的な内容が不明になる。

ヒト性融合胚 ヒト胚核移植胚 ヒト胚分割胚 の2つ目の○にあることは、以前から確認されている当然のことであって、何ら新しい知見というべきものは含まれていないので、とくに記すに値しない。このようなことをわざわざ取り上げるのは、生命倫理的な考察の貧弱さを国民の前に露呈するようなものである。

の全体にわたって「有用性」が連発されているが、これらは人間生命に関わる初期の生命体を利用するのであるから、「有用」なのは当然のことである。どのような有用性なのかをとりわけて書くのであれば、まず別に、胚利用における「有用性」にどのようなものがあるのかを体系的に記述しておくべきであろう。個々の断片的記述ではどのような有用性かがほとんど理解できないだろう。

他方、それぞれにどのような倫理的問題があるのかをほとんど記していない。とくに従来問題とされてきた、「人間の育種」や「人間の手段化・道具化」の問題がほとんど理解されていない。これは の問題点に通じている。

（４） 「特定胚の作成・利用に関する倫理的考察と判断」は、取り上げている倫理的問題が限定されている上に、取り上げられているものについても「考察」が不十分であり、当然の結果として、信頼できない「判断」を示すことになっている。

特定胚の中には、胚の段階とはいえ、人間と動物のからだが混合されたキメラやハイブリッドを作成するということが含まれており、そのこと自体がきわめて大きな倫理的問題をはらんでいる。しかし、この「案」にはそのことが一切、ふれられていない。

上のことから、ヒト性融合胚 ヒト性集合胚、ヒト動物交雑胚 動物性集合胚、動物融合胚 についての記述はまったく不十分である。「人の生命の萌芽」であるかどうか、それより地位が上か下かというようなことが主要な問題なのではない。むしろ、キメラやハイブリッドが胚段階とはいえ生じてしまうことから、どのような倫理的問題が生ずるかについて考察しなくてはならないが、そのことへの言及は皆

無である。これでは、この種の胚についての倫理的問題を考察したことにはならない。これは、人クローン胚 や ヒト胚分割胚、ヒト胚核移植胚、ヒト集合胚 の倫理的問題を考える上でも重要である。

人クローン胚 についての考察では、p.36のdの最初の○（および3つ目の○）で「人クローン胚」と「ヒト受精胚」との「差異は認められないと思われる」としてあるのに、2つ目と4つ目、5つ目の○で、あたかも差異があるという考えが成り立つような言いぶりになっており、矛盾している。これは、p.36のCが否定されたにもかかわらず、なお成り立つ余地を残しているかのような印象を与えており、異様である。

しかも、そうした考えを表明する「人クローン胚は、倫理的位置付けにおいてヒト受精胚に劣位するものと考えることができる」とか、「生まれる過程が自然か人工的かという違いは、やはり……無視できるものではない」などの言明は、大いに問題がある。どちらも生殖技術を用いて生まれた子どもを差別しかねない考えや、人間の生命をランク付ける優生学的な考えを連想させるものがあり、適切ではない。

2 (p.38-42)は上記 の欠陥に基づいて方針が示されており、納得できるものではない。

まず、aについてだが、必要性、有用性が大きいかが判断の基準とされている（一つ目の○「胚を利用して研究を行う必要性があるのかどうか問題」、二つ目の○「そうした状況にあっては人クローン胚を用いた研究の価値は大きいとは言えず」、三つ目の○「人クローンを用いた研究の価値は胚の価値をはるかに凌駕する」）が、これは倫理的な問題の性格を理解していない。単に有用性が多いから是認されるなどということはまったくない。

案1の記述(p.39)はES細胞の研究を全面的に是認するかのような記述であるが、ES細胞研究に対しても大きな倫理的問題が伴っていることが看過されている。

案2はすでに否定された(p.36-7)、「クローン胚の性格は……受精胚のそれと大きく異なることが判ってきているから」という考えを持ち出してきており、文書の一貫性を疑われる内容となっている。

人クローン胚について、ことさら「クローン人間を生み出すために用いられる」ことへの懸念を持ち出しているが、クローン胚をつくることの倫理的問題性が主としてこの点に関わるかのような記述になっており、適切でない。

bについては、キメラやハイブリッドの胚がつくられることの倫理的な問題性がまったくふれられていない。また、2カ所で「総合科学技術会議の答申に加えて」とあるが、すでに答申時に考察された以上の事柄はどこにも書かれておらず、理解が困難である。

(5) 今回の「案」は同じく「基本的考え方」と題されておりながら、かつて科学技術会議生命倫理委員会から出された二つの「基本的考え方」の内容よりも問題の考察が一段と浅い。今回の「基本的考え方」は従来の考察を踏まえて、「ヒト胚の取り扱い」についてより包括的に考察するという建前であるが、実はより限定的で狭い内容にとどまっている。そのことを示す例を二つだけあげる。

一つの例は「クローン技術による人個体の産生等に関する基本的考え方」(平成11年11月17日)からである。「人クローン個体を産生しない人クローン胚の研究については……有用性が認められる余地があるが、ヒト胚の操作につながるという問題があることに加えて……」(p.7)。ここで「ヒト胚の操作」と言われていることの問題について、今回の「案」ではまったく取り上げられていない。

もう一つの例であるが、「ヒト胚性幹細胞を中心としたヒト胚研究に関する基本的考え方」(平成12年3月6日)には、次のようにある。「ヒトクローン胚、キメラ胚及びハイブリッド胚の作成・使用は……ヒト胚の操作やヒト胚を研究目的で新たに作成することと同様の行為と捉えることができるという点から、倫理上の問題をはらむものである。」(p.25)この認識は今回の「案」には欠如している。

(6) このようなきわめて重要な文書の作成を事務局に任せるやり方でよいのだろうか。生命倫理専門調査会として大いに反省すべきではなからうか。責任の所在が疑われる。どうしてこのような事態に至ったのか、釈明を求めたい。